越生町立学校小規模特認校制度に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、豊かな自然に囲まれた環境と少人数による教育のよさを生かし、きめ細やかな指導や特色ある教育を推進している小規模校の一層の活性化を図るとともに、教育方針等に共感し入学を希望する児童を町全域から受け入れることを目的とする。

（小規模特認校）

第２条　通学区域以外からの児童を受け入れる学校（以下「小規模特認校」という。）は、梅園小学校とする。

（受入学年）

第３条　小規模特認校の受入学年は、小学校入学時とする。

（受入人数）

第４条　小規模校の特色を生かした教育活動を展開するため、１学年の児童数が３５人を超えない範囲とし、通学区域内の児童数を勘案して毎年度定める。

（受入期間）

第５条　小規模特認校の受入期間は、小学校卒業までとする。ただし、越生町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、この限りではない。

（入学申請）

第６条　小規模特認校への入学を希望する児童の保護者（以下「保護者」という）は、通学指定校変更願を定められた期間内に教育委員会に提出しなければならない。

２　保護者は、学校訪問等により小規模特認校の教育活動を理解した上で入学申請を行うものとする。

（入学の条件）

第７条　保護者は、次の事項を遵守するものとする。

（１）　越生町内に居住する新入生であること。

（２）　梅園小学校の教育活動及びＰＴＡ活動に賛同し協力すること。

（３）　梅園小学校を卒業するまで通学すること。

（４）　通学にあたっては、保護者の負担と責任において行うこと。なお、スクールワゴンを利用する場合は、運営協力金を負担すること。

〔２,５００円（片道の場合は半額）／月　×　１１ヶ月〕

（承認等）

第８条　教育委員会は、通学指定校変更願が提出されたときは、小規模特認

校校長と協議の上、承諾書によりその結果を保護者に通知するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。